

労働協約などいかなる形式をもつて取り決めをしてみても労働者にその義務を生ずることがないが、たゞ三六協定成立後、使用者から具体的な日時、場所などを指定して時間外勤務に服して貰いたいとの申込みがあつた場合に、個々の労働者が自由な意思によつて個別的に明示もしくは默示の合意をしたときは、それによつて労働者の利益が害されることがないから、その場合に限り、私法上の労働義務を生ずるものと解するのが相当である。」
(同旨 横浜地裁判決 昭四〇年(同)第七二号 日本金属鉱業事件 昭四一三年・四月 横浜地裁川崎支部判決 昭四一年(同)第二七号 ゼネラル石油事件 昭四一・三・七等)

⑦ 行政官庁に届け出た場合

協定は、これを行政官庁(所轄労働基準監督署長)に届け出てはじめて適法に時間外労働等を行ひ得るのであつて、單に協定の締結のみでは、法違反の責を免れないことは文理上明らかなどころである。

「届け出た」とは、通常は、現に行行政官庁に到達することをいうが、使用者が協定届を郵送する場合などは、届出書類が適法なものである限り発信という事實をもつて「届け出た」と認めるのが妥当である。

届出の様式については、施行規則第一七条により様式第九号が定められている。

協定を更新する場合は、更新する旨の協定を労働基準監督署長に届け出ることをもつて足りることになつている
(施行規則第七条第三項)。

⑧ 労働させることができ

協定を締結すれば、使用者は、その有効期間中は、労働者に時間外又は休日労働をさせても第三二条等の違反とはならないという意味であり、使用者たこののような時間外労働等を命じ得る民事上の権利を与えるものではない(6)(c) 参照)。

三六協定の締結、届出がない以上、使用者は、第三三条に該当する場合以外は、適法に時間外労働又は休日労働を命じ得ないのであるから、労働者としてはこのような違法な時間外労働又は休日労働の命令に従わなくとも責任を追及されない(同旨 東京地裁決定 昭三五年(同)第三〇八号 宝製鋼所事件 昭三五・一〇・一〇)。

なお、出向者に時間外・休日労働を行わせる場合、そのための協定を出向元、出向先のいずれで締結すべきかについては、当該出向者が出向元、出向先のいずれの労働時間の規制を受けるものであるかによつて判断すべきものであるが、一般には、実質的に指揮命令権を有し、労働時間に関する規定の履行義務を有すると認められる出向先において協定を締結することが必要である(昭三五・二・一八 基収第四〇二の二号)。

⑨ 労働時間短縮推進委員会の決議による適用の特例

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法(平成四年法律第51号)第七条により、労働時間短縮推進委員会が設置されている事業場においては、その委員の全員の合意により、本条に規定する労使協定に代えることができる。ただし、一年単位の変形労働時間制や年次有給休暇の計画的付与の場合のように労働基準監督署長への届出は免除されない。これは本条の協定の届出が免罰的効果の発生要件であるので、この効果を発生させるために届出要件は免除されなかつたものである。

⑩ 坑内労働その他命令で定める健康上特に有害な業務

「坑内労働」の意義については、第六三条の〔解説〕参照。

「その他命令で定める健康上特に有害な業務」として、施行規則第一八条に次の一〇業務が定められている。

- 一 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- 二 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- 三 ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線に曝される業務

- 四 土石、獸毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- 五 異常気圧下における業務
- 六 さく岩機、鉄打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務
- 七 重量物の取扱い等重激なる業務
- 八 ボイラ製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- 九 鉛、水銀、クローム、砒素、黄磷、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを飛散する場所における業務
- 十 前各号のほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する業務
- 右に掲げた各号の業務に関しては、次のような行政解釈がある。
- 次の「から」までのそれぞれに掲げる作業を主たる作業とする業務及び九に掲げる業務は、通常、労働基準法施行規則第一八条に規定する業務に該当する。
- ただし、当該有害要因の発散源が密閉されている場合又は当該業務を遠隔操作によつて隔離室において行う場合等であつて、有害要因の影響を受けない業務は、この限りでない。具体的には次のとおりである(昭聖・セ・四 基準第四三二号、昭聖六・三・ハ 基準第三三号)。
- 一 第一号関係
- (1) 鉱物又は金属を精錬する平炉、転炉、電気炉、溶鉱炉について、原料を装入し、鉱さい若しくは溶融金属を取り出し、又は炉の状況を監視する作業
 - (2) 鉱物、ガラス又は金属を溶解するキュポラ、るっぽ、電気炉等について、原料を装入し、溶融物を取り出し、若しくは搅拌し、又は炉の状況を監視する作業
 - (3) 鉱物、ガラス又は金属を加熱する焼鈍炉、均熱炉、焼入炉、加熱炉等について、被加熱物を装入し、取り出し、又は炉の状況を監視する作業
- 二 第二号関係
- (1) 陶磁器、レンガ等を焼成する窯について、被焼成物を取り出し、又は炉の状況を監視する作業
 - (2) 鉱物の焙焼、焼結等を行う装置について、原料を装入し、処理物を取り出し、又は反応状況を監視する作業
 - (3) 加熱された金属について、これを運搬し、又は圧延、鍛造、焼入、伸線等の加工を行う作業
 - (4) 溶融金属を運搬し、又は铸込みする作業
 - (5) 溶融ガラスからガラス製品を成型する作業
 - (6) ゴムを加硫罐により加熱加硫する作業
 - (7) 熱源を用いる乾燥室について、被乾燥物を装入し、又は乾燥物を取り出す作業
- 三 第三号関係
- (1) 多量の液体空氣、ドライアイス等を取り扱う場合にこれらのものが皮膚にふれ、又はふれるおそれのある作業
 - (2) 冷蔵倉庫業、製氷業、冷凍食品製造業における冷蔵庫、製氷庫、貯氷庫、冷凍庫等の内部に出入して行う作業
- 四 第四号関係
- 電離放射線障害防止規則第三条に規定する管理区域内において行う同規則第二条第三項に定める作業
- 五 第五号関係
- (1) 潜函工法、潜鐘工法、圧気シールド工法その他の圧気工法による大気圧を超える圧力下の作業室、シャフト等の内部における作業
 - (2) ヘルメット式潜水器、マスク式潜水器その他の潜水器(アクアラング等)を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はポンベからの給気を受けて行う作業
- 六 第六号関係
- (1) さく岩機、びょう打機、はつり機、コーリングハンマ、スケーリングハンマ、コンクリートブレーカ、サンド

ランマ等の手持ち打撃空氣機械(ストローク七〇ミリメートル以下であつて、かつ、重量一キログラム以下のものを除く。)を用いて行う作業

(2) チェンソー又はブッシュクリーナ(刈払機)を用いる作業

七 第七号関係

重量物を取り扱う(人力により、持ち上げ、運び又は下に卸す)作業であつて、その対象物が概ね三〇キログラム以上であるもの

八 第八号関係

- (1) さく岩機、びょう打機、はつり機、コーリングハンマ、スケーリングハンマ、コンクリートブレーカ、鋸物の型込機等圧縮空氣を用いる機械工具を取り扱う作業
- (2) 圧縮空氣を用いて溶融金属を吹き付ける作業
- (3) ロール機、圧延機等により金属を圧延し、伸線し、歪取りし、又は板曲げする作業(液圧プレスによる歪取り又は板曲げ及びダイスによる線引きを除く。)
- (4) 動力を使用するハンマを用いて金属の鍛造又は成型を行う作業
- (5) 両手でハンマを用いて金属の打撃又は成型を行う作業
- (6) タンブラーにより金属製品の研磨又は砂落しを行う作業
- (7) チエン等を行い、動力によりドラム罐を洗滌する作業
- (8) ドラムバーカを用いて木材を削皮する作業
- (9) チッパを用いてチップする作業
- (10) 抄紙機を用いて紙を抄く作業

九 第九号関係

- (1) 鉛中毒予防規則第一条第五号に掲げるもののうち、屋内作業場又はタンク等の施設内において行う鉛業務(同

規則第三条の規定により適用を除外されたものを除く。)

- (2) 四アルキル鉛中毒予防規則第一条第一項第五号に定める四アルキル鉛業務(同規則第一条第二項の規定により適用を除外されたものを除く。)

- (3) クロームメッキ槽のある屋内作業場におけるメッキ状況の看視、加工物のメッキ槽への取付け及び取りはずし、メッキ後の加工物の水洗等の一連の作業

(注) この場合、ゼロミスト等で無水クローム酸の液面を覆つても、有害要因の発散源を密閉したものとはみなさない。

- (4) 有機溶剤中毒予防規則第一条第一項第六号に掲げるもののうち、屋内作業場又はタンク等の施設内において行うもの(同規則第二条又は第三条の規定により適用を除外されたものを除く。)

- (5) 地下駐車場の業務のうち、入車受付け業務、出車受付け業務、料金徴収業務、自動車誘導等の場内業務、洗車等のサービス業務

〔1〕 一日について二時間

一日について二時間を超えてはならないとは、必ずしも八時間(第四〇条に基づく命令の場合は、施行規則第三条の二、第三条並びに平成六年労働省令第一号附則第三条及び第四条の規定による時間)を超える部分についてのみでなく、第三十二条の二の規定により就業規則で変形労働時間制を定める場合は、その特定の日の所定労働時間を超える部分について適用されるものであり(昭三・二・三 基発第三五号)、したがつて、一〇時間と定められた日については一二時間まで労働させることができることができる。

このただし書の趣旨は、本文の協定の手続をとる場合においても、坑内労働等の一日における労働時間数が、一日についての法定労働時間数に二時間を加えた時間数を超えることを禁止したものである。したがつて、ある労働者につ

